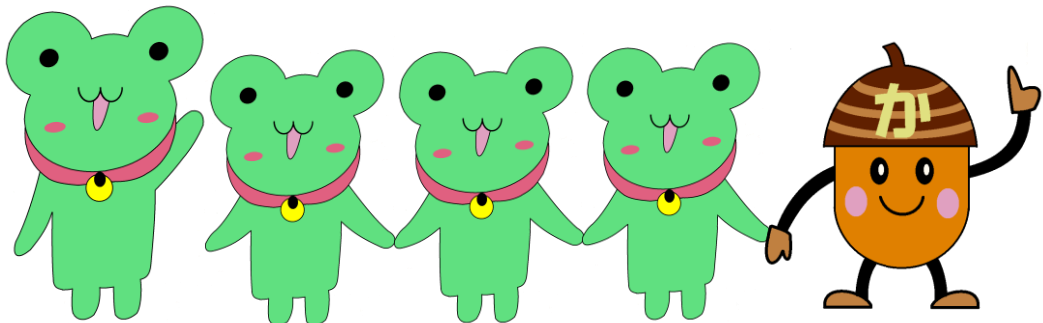


平成29年度

高槻市立櫛田小学校
いじめ防止基本方針



【いじめの定義】

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法 第二条）

【いじめの禁止】

児童等は、いじめを行ってはならない。（いじめ防止対策推進法 第四条）

1. いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針

(1) 学校教育目標

「仲間とともに未来を切り拓く子どもを育む」

＝ 自分大好き！ 友だち大好き！ 樫田大好き！ ＝

(2) 基本理念

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。

本校では、いじめをなくすために、日頃から深い児童理解に立ち、生徒指導の充実を図り、児童が楽しく学びつついきいきとした学校生活を送れるように努める。また、いじめについては、「どの子どもにも、どの学級においても起こり得る」ものであることを十分認識し、早期発見・早期対応を行う。さらに、いじめの兆候に気付いた場合は、児童一人ひとりに応じた指導・支援を組織的におこなうために、学級・学校だけで抱え込むのではなく、関係機関との連携を図りつつ以下の基本的認識を持ちながら、いじめ防止等のための対策を行っていく。

- ア. いじめは人間として絶対に許されないとの強い認識を持つ。
- イ. いじめられている児童の立場に立ち、早期発見に努める。
- ウ. いじめ不登校対策委員会を中心に、組織的な対応を行う。
- エ. いじめられている児童及び保護者に対する支援を継続して行う。
- オ. いじめに関係した家庭と連携し、指導や支援を継続して行う。

(3) 学校及び教職員の責務

すべての児童が安心かつ安全に学習やその他の活動に取り組むことができるように、保護者や関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組む。また、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、その再発防止に努める。

2. いじめの防止等のための基本的な考え方と具体的な取組

本校では、いじめの防止等のため以下のように取り組む。

(1) いじめの未然防止

いじめはどの子どもにもおこりうるという事実を踏まえ、すべての児童を対象に、いじめの未然防止に取り組む。

(全ての児童への指導)

- ① 「いじめは人間として絶対に許されない」という意識を一人ひとりの児童に徹底する。いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為もいじめる行為と同様に許されないという認識、また、いじめを大人に伝えることは正しい行為であるという認識を、児童に持たせる。
- ② 学校教育活動全体を通して、お互いを思いやり、尊重し、生命や人権を大切にすることを育成し、友情の尊さや信頼の醸成、生きることの素晴らしさや喜び等について適切に指導する。特に、道徳の時間を要とした道徳教育を通して、このような指導の充実を図る。また、奉仕活動、自然体験等の体験活動をはじめ、人間関係や生活経験を豊かなものとする教育活動を取り入れる。
- ③ 学級活動や児童会活動などの場を活用して、児童自身がいじめの問題の解決に向けてどう関わったらよいかを考え、主体的に取り組めるよう支援する。

(いじめを許さない学級経営)

- ① 個々の教師がいじめの問題の重大性を正しく認識し、危機意識を持って取り組む。また、教職員の何気ない言動が児童に大きな影響力を持つことに十分留意し、教職員自身がいじめを助長するような言動は厳に慎む。
- ② グループ内での児童の人間関係の変化を踏まえ、学級経営やグループ指導の在り方、班別指導について不断の見直しや工夫改善を行う。

<具体的な取組>

- ア. 絆づくり、居場所づくり、集団づくりの取り組みの推進【学級・特別活動】
「児童が自ら学級や学校生活の諸問題の解決に取り組む活動を支援する」
- イ. わかる授業づくり【各教科】
「一人ひとりに基礎学力をつけ、学びあい高めあう集団を育てる」
- ウ. 規範意識の醸成【道徳教育】
「他者への思いやりや信頼関係を築きつつ、集団として高めあうことができる児童を育成する」

- エ. 児童会活動の活性化【児童会活動】
「自分の身の回りの諸問題について話し合い、解決する活動を通して学校生活を充実し向上していく実践的態度を身につける」
- オ. 体験活動の充実【総合的な学習の時間など】
「様々な人々と接する中で、自らを見つめ、課題を見つけ出し、自分の生き方を仲間と共感しながら、主体的に考え、表現できる児童を育成する」
- カ. いじめ対応マニュアル（大阪府教育委員会作成）の活用
- キ. インターネット等を通じて行われるいじめに対する学習
 - ・児童への情報モラル教育の充実
11月「SNS情報モラル教育」実施（5・6年児童対象）
 - ・保護者啓発の充実
11月 学校だよりで「SNS情報モラル」について記載
- ク. 非行犯罪防止教室（5月 5・6年児童対象）
- ケ. いじめ防止等に関する年間計画の作成 →P. 8を参照。

(2) いじめの早期発見

いじめは大人が気づきにくい形でおこなわれることが多いことを認識し、些細な兆候であっても、いじめではないかという疑いを持って、早い段階からの確にかかわりをもつ。また、いじめを隠したり、いじめを軽視するのではなく、いじめを積極的に認知することが必要である。そのため児童が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つよう努める。

(問題兆候の把握等)

- ① 日常の観察により児童の生活実態のきめ細かい把握に努めるとともに、アンケート調査や個人懇談等、いじめを見つけるための積極的な取組を定期的に行う。また、いじめの把握に当たっては、スクールソーシャルワーカーや養護教諭など学校内の専門家との連携に努める。
- ② 児童や保護者からのいじめの訴えはもちろんのこと、その兆候等の危険信号は、どんな些細なものであっても真剣に受け止め、すみやかに教職員相互において情報交換するなどにより、適切かつ迅速な組織対応を図る。
- ③ 児童の仲間意識や人間関係の変化に留意しつついじめの発見や対応に努めるとともに、特に、種々の問題行動等が生じているときには、同時に他にいじめが行われている場合もあることに留意する。
- ④ いじめの問題解決のため、いじめを把握した際には、速やかに教育委員会に報告するとともに、必要に応じ、教育センター、子ども家庭センター、警察等の地域の関係機関と連携協力を行う。

(全ての児童への指導)

- ① いじめられている児童や、いじめを告げたことによっていじめられるおそれがあると考えている児童を徹底して守り通すということを、教職員が言葉と態度で示す。
- ② いじめられている児童が、そのことを自分の胸の中に止めたりせず、友人、教職員、親に必ず相談するよう伝える。
- ③ 教育センターの教育相談や『はにたんのこどもいじめ110番』等、校内外の相談場所を周知する。

(実践的な校内研修の実施)

- ① いじめの問題についての教職員の共通理解と指導力の向上を図るために、全教職員の参加により、事例研究やカウンセリング演習、予防的な取組など実践的な内容の研修を実施する。

<具体的な取組>

ア. いじめ調査アンケートの実施

- ・児童対象 生活アンケート（7月、12月）
- ・学級懇談会（4月、10月、1月）
- ・二者又は三者懇談会（適宜）
- ・児童個別チェックシート（適宜）
→P. 11 のシートを活用する
- ・全教職員による児童交流（毎週1回）

イ. いじめ相談体制

- ・教育相談窓口の周知
教育センターの教育相談、はにたんのこどもいじめ110番等

ウ. 校内研修

- ・学年の様子や課題、個別の様子、課題についてレポート交流（7月、3月）

エ. その他

- ・連絡帳の活用など

(3) いじめに対する措置

→【※いじめ事案の対応フローはP. 9を参照】

(組織的な対応)

- ① いじめの問題については、その件数よりも生じた際に、いかに迅速に対応し、その悪化を防止し、真の解決や再発防止に結びつけることができたかが重要であることから、いじめ不登校対策委員会を中心に相互の連絡・報告を密にしつつ、いじめの発生等についてきめ細かな状況把握を行い、適切な対応に努める。
- ② 校長のリーダーシップの下に、それぞれの教職員の役割分担や責任の明確化を図るとともに、密接な情報交換により共通認識を図りつつ、全教職員が一致協力して指導に取り組む。
- ③ 校長、教頭、首席、生徒指導担当者は、いじめの訴え等に基づき、学級担任等へ対応を指示したり、情報を伝達したりした場合には、その対応状況等について、逐次報告を受けるなど、その解決に至るまで適切にフォローする。

(いじめる児童への指導・措置)

- ① いじめを行った児童に対しては、心理的な孤立感・疎外感を与えることがないようするなど、一定の教育的配慮の下に、いじめの非人間性やいじめが他者の人権を侵す行為であることに気付かせ、他人の痛みを理解できるようにする指導を根気強く継続して行う。
- ② いじめを行う児童に対しては、必要な場合は一定期間、校内においてほかの児童と異なる場所で特別の指導計画を立てて指導する。
- ③ いじめの状況が一定の限度を超える場合には、いじめられる児童を守るために、いじめる児童に対する出席停止の措置について教育委員会に意見具申を行ったり、警察等適切な関係機関の協力を求めていく。特に、暴行や恐喝など犯罪行為に当たるようないじめを行う児童については、警察との連携を積極的に図っていく。
- ④ いじめが解決したと見られる場合でも、教職員の気づかないところで陰湿ないじめが続いていることも少なくないことを認識し、そのときの指導により解決したと即断することなく、当該児童が卒業するまで、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な指導を行う。

(事実関係の究明)

- ① いじめを受けている児童等の心理的圧迫感をしっかりと受け止めながら丁寧に取り組みを行うとともに、当事者だけでなく、まわりの児童からの情報収集を行い、事実関係の把握を正確かつ迅速に行う。
- ② いじめの兆候を発見した場合は、いじめられる児童からの訴えが弱いことを理由に問題を軽視したり、いじめる側といじめられる側の主張に隔たりがあ

ることを理由に、必要な対応を欠くこととがないよう努める。

(いじめを受けた児童へのケアと弾力的な対応)

- ① 児童に対する親身な教育相談を一層充実させるため、スクールソーシャルワーカーの活用や、養護教諭との連携を積極的に図る。また、教育相談について、全教職員を対象に実践的な校内研修を実施する。
- ② 部屋が相談しやすい雰囲気になる空間を作るよう工夫するなど、児童にとって相談しやすい環境を整える。
- ③ いじめを受けた児童には、いじめの解決に向けての様々な取組を進めつつ、児童の立場に立って、必要な場合は緊急避難としての措置を検討する。その際、保護者と十分に連携を図るとともに、その後の学習に支障を生ずることのないように十分留意する。
- ④ いじめを受けた児童に配慮するという観点から、グループ替えや座席替えなども検討する。
- ⑤ いじめを受けた児童には、保護者の希望により、関係学校の校長などの関係者の意見も十分に踏まえて、就学すべき学校の指定の変更を認める措置について、教育委員会に意見具申を行う。この場合、いじめにより児童の心身の安全が脅かされるようなおそれがある場合はもちろん、いじめを受けた児童の立場に立って、いじめから守り通すため必要があれば弾力的に対応する。

(4) いじめ問題等の対策のための組織

- ① 名称 いじめ不登校対策委員会
- ② 構成員
校長、教頭、首席、生活指導担当、特別支援教育コーディネーター、養護教諭、スクールソーシャルワーカー（必要に応じて） など
- ③ 活 動
 - ア. 学校いじめ防止基本方針の策定と見直し
 - イ. いじめの未然防止
 - ウ. いじめ事案の対応
 - エ. 教職員の資質向上のための校内研修
 - オ. 年間計画の策定と実施及び年間計画の進捗状況のチェック
 - カ. 各取組の有効性の検証
- ④ 開 催
月1回を定例会とし、いじめ事案発生時は緊急開催とする。

(5) 家庭・地域社会との連携

- ① いじめの問題については、学校のみで解決することに固執しない。学校においていじめを把握した場合には、速やかに保護者及び教育委員会に報告し、適切な連携を図る。保護者等からの訴えを受けた場合には、まず謙虚に耳を傾け、その上で、関係者全員で取り組む。
- ② 学校におけるいじめへの対処方針、指導計画等の情報については、日頃より、積極的に公表し、保護者等の理解や協力を求めるとともに、各家庭でのいじめに関する取組のための具体的な資料として役立ててもらえるような工夫する。
- ③ いじめ等に関して学校に寄せられる情報に対し、誠意を持って対応する。また、いじめの問題に関し学校と保護者や地域の代表者との意見交換の機会を設けること。特にPTAと学校との実質的な連絡協議の場を確保するなどにより、家庭・地域社会との連携を積極的に図る。
- ④ 実際にいじめが生じた際には、個人情報取り扱いに留意しつつ、正確な情報提供を行うことにより、保護者や地域住民の信頼を確保する。また、事実を隠蔽するような対応は行わない。

(6) ネット上のいじめへの対応

- ① ネット上の不適切な書き込み等があった場合、保護者と連携して、問題の箇所を確認し、その箇所を印刷・保存するとともに、いじめ不登校対策委員会において対応を協議し、関係児童からの聞き取り等の調査を行う。
- ② 書き込みへの対応については、被害にあった児童及びその保護者の意向を尊重し、保護者と連携して当該児童の精神的ケアに努める。また、書き込みの削除や書き込んだ者への対応については、必要に応じて、大阪法務局人権擁護部や所轄警察署等、外部機関と連携して対応する。
- ③ 情報モラル教育を進めるため、「情報の受け手」として必要な基本的技能の学習や「情報の発信者」として必要な知識・能力を学習する機会を設ける。

(7) 重大事案への対応 → 【※重大事案への対応フローについてはP. 10を参照】

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席していることが、いじめに起因するという疑いがある場合は、次の対応を行う。

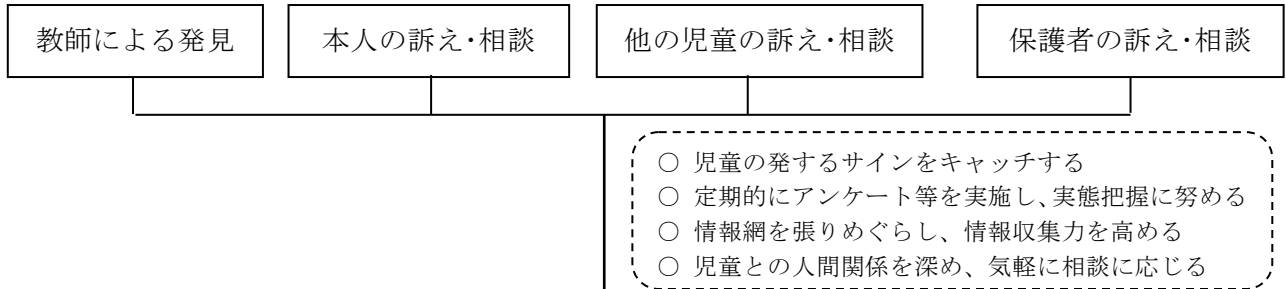
- ア. 重大事態が発生した旨を、市教育委員会にすみやかに報告する。
- イ. 市教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- ウ. 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- エ. 上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

いじめ防止等に関する年間計画

	児童会	学級活動	道徳教育	総合学習など	アンケート教育相談	研修	いじめ防止等
4月	あいさつ運動	学級目標 安心ルール				校内研修	いじめ不登校対策委員会
5月	いじめ防止週間	ふわふわことば ・ちくちくことば いいところさがし	信頼 友情		家庭訪問		家庭訪問 学校協議会 いじめ不登校対策委員会
6月				幼稚園 交流	教育相談		
7月		ふりかえり			生活アンケート①	校内研修	いじめ不登校対策委員会 <u>旧学期末集約</u>
8月							
9月							いじめ不登校対策委員会
10月		学級目標をふりかえろう	思いやり 親切		児童個別チェックシート		いじめ不登校対策委員会
11月	児童生徒議会 学習会①						いじめ不登校対策委員会
12月	児童生徒議会 学習会②	ふりかえり			教育相談 生活アンケート②		いじめ不登校対策委員会 <u>旧学期末集約</u>
1月	いじめ防止週間		感謝				いじめ不登校対策委員会
2月	児童生徒議会				児童個別チェックシート		いじめ不登校対策委員会 検証・総括
3月		ふりかえり				校内研修	いじめ不登校対策委員会 学校協議会 年度末総括

いじめ事案の対応フロー

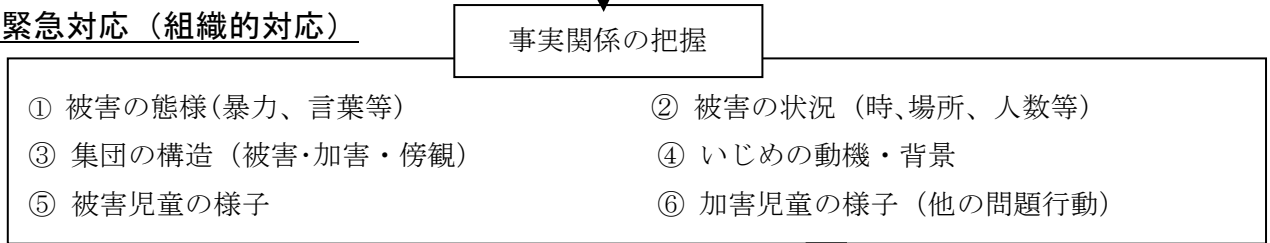
早期発見



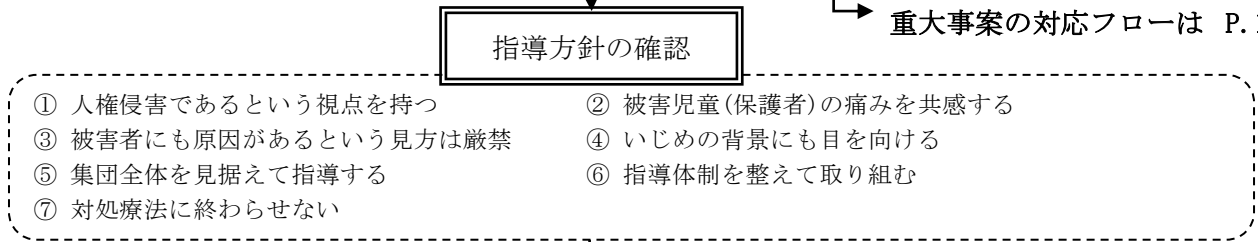
「いじめ」の把握

いじめとは、「児童等に対して、当該児童等が在籍している等当該児童等と一定の人間関係にあるほかの児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの。」

緊急対応（組織的対応）



重大事案の対応フローは P.10 へ



関係者への指導・援助

保護者への対応

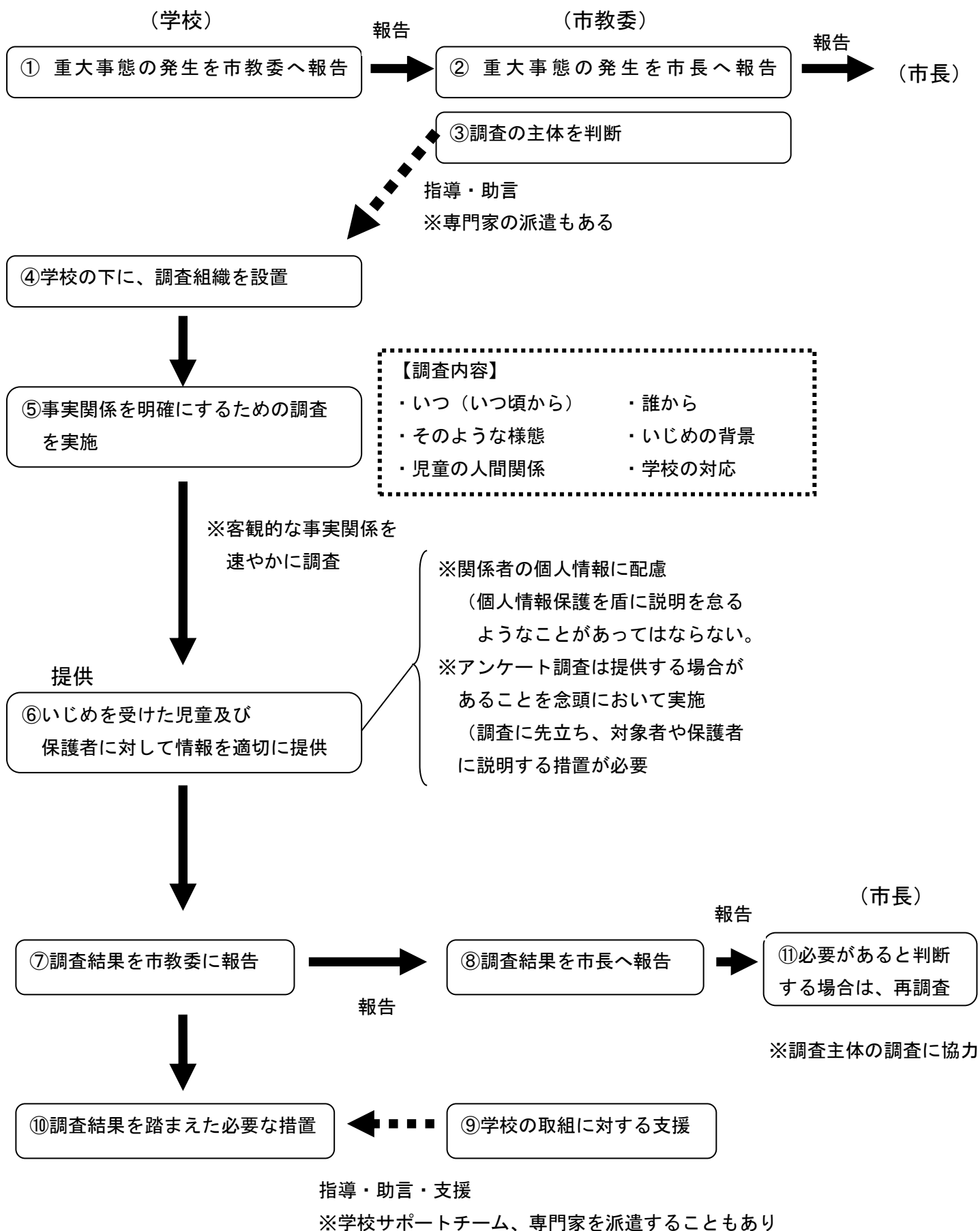
- ・ 訴えを傾聴
- ・ 具体策を示す
- ・ 協力依頼

被害児童への援助	加害児童への指導	まわりの児童への指導
<ul style="list-style-type: none"> ・ 心理的事実を受け止める ・ 具体的援助法を示し、安心させる ・ 良い点を認め励まし自信を与える ・ 人間関係の確立・拡大をめざす 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事実関係、背景、理由等の確認 ・ 不満、不安等の訴えを十分聴く ・ 被害者のつらさに気づかせる ・ 課題を克服するための援助を行う ・ 役割体験を通して所属感を高める 	<ul style="list-style-type: none"> ・ グループへの指導 ・ 学級全体への指導

中長期対応

- ① 観察、継続支援 ② 積極的な生徒指導の充実

重大事案への対応フロー（学校が調査主体となる場合）



児童個別チェックシート【教員用】

1、登校時・朝の会等

- 欠席、遅刻、早退が目立つ。
- 表情が暗く、どことなく元気がない。
- 顔や体に傷や殴られたような跡がある。
- どこかおどおどして、脅えているように感じられる。
- 元気がない、浮かない顔をしている。
- 教師と視線を合わせようとしない。
(教師の目を避けている。)
- 教師の問いかけに答えようとしない。
(何かごまかそうとしている。)

2、登校時・朝の会等

- 頭痛、腹痛、吐き気等を訴え、保健室や職員室への出入りが頻繁になる。
- 一人で遅れて教室に入ってくることが多い。
- よい発言や行動をしたのに周りから賞賛や評価が得られない。
- 特定の子が発表すると笑いや冷やかし、または、無視がある。
- 元気がない、浮かない顔をしている。
- 体育の授業等で、特定の子にボールが回らない、または、回される。
- 一人で活動することが多い。
- グループ活動等で、机と机が離れている。
- いつも準備や片付けをさせられたりする。
- 配付したプリントが特定の子に渡らない。

3、給食時

- 給食や弁当のおかずやデザートを他人に与えている。
- 給食を食べる時、特定の子だけ離されたり、ポツンと残されたりする。

4、休み時間

- トイレ等に閉じこもりがちである。
- 階段の上がり下がりを繰り返すなど、一人で時間を潰している。
- 体育館の裏やトイレ、物かげなど、目の届きにくい場所からよく出てくる。
- プロレスごっこ等でいつもやられ役になっている。
- 友達とよくふざけあっているが、なんとなく表情が暗い。また、不自然な笑いを浮かべている。
- 特別な用事もないのに、職員室や保健室・図書館等にいることが多く、一人になりたがらない。

5、その他

- 学級内で問題が生じると、特定のこどもの名前がすぐにあがる。
- 班編成で最後まで所属が決まらない。活動中もよく一人でいる。
- 傷やけがの跡があるのか、腕や足、首等の肌を隠そうとする。
- 周りの友達に異常なほど気をつけているように見える。
- 今まで付き合っていたグループから離れた。
- 特定の子の席に誰も座ろうとしない。
- 席の周りが空いている。机やイスの周りにゴミが散らかっている。
- 徴収金等を急に滞納し始めた。
- 学級写真等の顔にいたずらをされていた。
- 不快な呼び名で呼ばれている。



いじめ事案の初期対応時のチェックリストシート



教員用

いじめの相談や訴えに対して、親身になって受け止めた。

被害児童から、いじめの内容について十分に話を聞くことができた。

被害児童の生命の安全を最優先し、安全確保を行った。

初期対応の重要性を認識し、管理職への通報を迅速かつ的確に行った。

個人ではなく、管理職を中心にした体制のもと、チームを組織して対応した。

被害児童や保護者の気持ちや思いを十分に受け止めている。

加害児童や関係する児童に対し、事実と経過を複数の教職員で確認することができた。

事実確認と指導を明確に区別し、冷静かつ客観的に事実確認を行うことができた。

当該児童の保護者に、複数で家庭訪問を行い。保護者同席で事実確認を行った。

管理職

職員会議を行い、全教職員でいじめの状況と対応を確認して意思統一を図った。

市教委にいじめの対応の第一報等を行った。

必要に応じて、吹田こども家庭センターや高槻警察、教育センター等の関係機関に相談した。

がっこうせいかつ

学校生活についてのアンケート

() 年 () 組 () 番 名前 ()

このアンケートは、みんなが安心して学校生活をおくることができているかどうかを知るために行います。あてはまるところに○をつけてください。

☆ この2週間、学校の中や行き帰りのバスの中などで、おなじ学校の人から、つぎのことをされたことがありますか。

	なかった	1回あった	何回もあった
① ひやかされたり、からかわれたりした			
② 「なかまはずれ」にされたり、みんなからむしされたりした			
③ たたかれたり、けられたりした			
④ いやなことをむりやりさせられた			
⑤ もちものをかくされたり、こわされたりした			
⑥ お金やものをとられた			
⑦ メールでうわさをながされた			

1 クラスや学校の中で、友だちとの関係で困っている人（自分を含めて）はいませんか？

じぶん 自分
とも 友だち

2 あなたは、最近クラスや学校の人にチクチク（冷やかしゃからかい）言葉などを使ったり、言われているのを聞いたことはありませんか？

じぶん 自分
とも 友だち

3 知らないところで、本人がいやな気持ちになるよううわさ話をしたり、聞いたことはありますか？

じぶん 自分
とも 友だち

4 檉田小学校のみんながより安心して楽しく生活できるようになるために、あなたどんなことができますか？
